

改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」
の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間
新旧対照表

新（意見修正反映後）	旧（意見募集時の案）
<p>3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（新法第104条の10の4第4項関係）</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 新法31条第2項の規定の趣旨</p> <p>「新法第31条第2項の規定の趣旨」は、近年のデジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえて、<u>迅速かつ簡易に図書館資料のコピーを電子媒体で入手・閲覧することができる</u>といった国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、著作権者の利益を不当に害しない限度において、利用者による調査研究の用に供するために著作物の利用に必要な公衆送信等を行い得るようにすることにあると解される。</p> <p>これを踏まえ、「図書館等公衆送信補償金」の額が、国民の情報アクセスの充実等に資するものとなっているかについて考慮を行う。</p>	<p>3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（新法第104条の10の4第4項関係）</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 新法31条第2項の規定の趣旨</p> <p>「新法第31条第2項の規定の趣旨」は、近年のデジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえて、国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、著作権者の利益を不当に害しない限度において、利用者による調査研究の用に供するために著作物の利用に必要な公衆送信等を行い得るようにすることにあると解される。</p> <p>これを踏まえ、「図書館等公衆送信補償金」の額が、国民の情報アクセスの充実等に資するものとなっているかについて考慮を行う。</p>